

65 歳以上の高齢者対象 補聴器の購入費用を助成します



購入前に申請が必要です



●目的

紀宝町では、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者のコミュニケーションを確保するとともに、聴力低下による認知症や閉じこもりを防ぎ、また高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援します。

●助成対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- ①紀宝町に住所のある満65歳以上の方
- ②本人及びその世帯に属する世帯員が町税を滞納していない方
- ③耳鼻咽喉科の医師に補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けた方※中等度難聴程度（医師の判断による例外あり）の方が対象です
- ④身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方
- ⑤この事業の助成を受けたことのない方（1人1回限り）

●助成内容

助成の対象となる費用は、左右いずれかの耳に装着する補聴器本体1台分及び附属品の購入費用となります。（上限3万円）
補聴器は「医療機器認定」を取得した製品で、補聴器専門店等で購入する場合に限ります。

※集音器やレンタル費用は対象外

※故障、修理、メンテナンスなどは対象外

※受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担

※申請前に購入されたものは助成対象外です

手続きの流れ

① 申請手続き

紀宝町福祉課窓口にて、申請書に記入し申請手続きを行います。助成要件の審査を行い、要件を満たした場合は、役場から申請者の方へ医師意見書の様式を送付します。（要件を満たさなかった場合は不交付決定通知書を送付します。）



② 受診

医療機関を受診し、医師意見書の証明を受けて、役場へ提出してください。（証明が受けられない場合は助成できません。）



③ 購入

- ・ 町から助成決定通知書が届いたら、補聴器を購入し、購入店より領収書の発行を受けてください。
- ・ 助成金請求書と領収書の原本を福祉課へ提出してください。



④ 助成

助成金が指定口座に振り込まれます。
（請求日から概ね 1 か月から 2 か月後の振込みになります。）

【お問い合わせ先】

紀宝町役場 福祉課

電話：0735-33-0339

FAX：0735-32-3061